

## 「富富富」生産者登録実施要領の一部改訂について

## 【概 要】

○「募集対象」、「基本要件」、「流通基準」を変更

生産者の登録において考慮する項目として、「これまでの「富富富」の生産実績（作付面積）」や「「富富富」を一定規模以上作付けする地域（共同乾燥調製施設等の利用状況等）」を追加。

基本要件として、栽培マニュアルと地域協議会の指導に基づいた栽培管理を行うこととする。

「流通基準」の1等米や化学合成農薬の成分使用回数（12以内）、「栽培マニュアルの概要」の基肥窒素成分の2割減などはこれまでどおりとし、あわせて新市場開拓用米（輸出用米）の取組の対象とすることができるものとする。

## 【主な改正点】

- 1 栽培マニュアルと地域協議会の指導に基づき、適切な栽培を行うこととする（第2の（3）ア）
- 2 生産者の登録において考慮する項目として、これまでの「富富富」の生産実績（作付面積）、「富富富」を一定規模以上作付けする地域（共同乾燥調製施設等の利用状況等）および環境負荷低減事業活動計画の認定を受けた経営体（※エコファーマーの後継制度）を追加（第2の（4））
- 3 新市場開拓用米（輸出用米）の取組の対象とすることができるものとする。（第3の（3））
- 4 附則の追加
- 5 出荷・販売計画に、新市場開拓用米（輸出用米）の記載欄を追加（様式第1号）
- 6 新市場開拓用米（輸出用米）としての出荷実績の把握に係る項目を追加（様式第4号）